



福井労働局

～ふくいの「働く」を支えます～

Press Release

報道関係者 各位

令和8年5月28日

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 横山 克行

課長補佐 幸道 秀暢

外国人雇用対策担当官 清水 毅夫

電話 (0776) 26-8613

6月は「外国人雇用啓発月間」です

【今年の標語】

ともに働き、ともに支える社会へ

～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

現在、政府は一丸となって外国人材の受入れ・共生のための取組を推進しており、令和8年1月23日に取りまとめられた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」のとおり、一部の外国人による違法行為・制度の不正利用について国民が感じる不安や不公平感に対処する必要があるとの基本的考え方の下、入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組など、さまざまな外国人の雇用についての対策を実施しています。

福井労働局（局長：佐藤賢一郎）では、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や、外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発、助言・指導を行ってまいります。

記

1 「外国人雇用管理セミナー」の開催

外国人労働者の雇用管理の改善を一層促進するとともに、適正な労働条件の確保等をさらに推進するため、外国人労働者を雇用する事業主等を対象とした「**外国人雇用管理セミナー**」を**令和8年6月17日（水）**に開催します。

2 事業主に対する周知・啓発、指導及び協力要請

福井労働局、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）は、事業主などに、ポスター等を活用し、様々な機会を利用して外国人の雇用・労働条件・安全衛生に関する取扱いの基本ルールについて、情報提供や周知・啓発、指導を行うとともに、事業主団体などに対し周知・啓発に関する協力要請を実施します。

特に、外国人の雇入れと離職の際にすべての事業主に義務付けている「外国人雇用状況」の届出が一層徹底されるよう、事業主への周知に努めます。

また、ハローワークは、外国人雇用管理指針に基づき、外国人労働者の雇用管理改善指導などを積極的に実施し、在留カード等読取アプリケーションの使用を徹底することについて周知するとともに、労働関係法令、労働保険・社会保険関係法令又は出入国管理法違反の疑いがある事案等を把握した場合は、関係機関へ速やかに情報提供を行います。

更に、外国人雇用状況届出の未届又は虚偽届を把握した場合において、これまで実施してきた助言・指導又は勧告に従わず、適正に届出を提出しない事案については、警察等関係機関への情報提供あるいは刑事告発を行います。

【資料1】リーフレット「外国人雇用管理セミナーの開催について」

【資料2】ポスター「外国人雇用啓発月間」

【資料3】リーフレット「在留カード等読取アプリケーションを積極的にご活用ください！」

令和8年度 外国人雇用管理セミナー

ともに働き、ともに支える社会へ
～外国人雇用はルールを守って適正に～

福井県内で就労する外国人労働者は年々増加を続けており、外国人労働者の受入れに対する期待が高まる中、適切な雇用管理と適正な労働条件の確保を推進するため「外国人雇用管理セミナー」を開催します。

日時： 令和8年6月17日（水） 13：30～16：00
（受付開始 13：00）

場所： 福井県生活学習館（ユー・アイふくい）多目的ホール
福井市下六条町 14-1

セミナーの内容及び講師（仮）	
①	外国人技能実習制度の概要（外国人技能実習機構富山支所）
②	外国人労働者とのコミュニケーションのコツ（（一財）日本国際協力センター）
③	外国人労働者の労働条件の確保等（福井労働局労働基準部監督課）
④	外国人労働者の雇用管理・育成就労制度（福井労働局職業安定部職業対策課）
⑤	外国人労働者の雇用支援制度（福井県産業労働部労働政策課）

【注意】 説明内容は変更になる場合がございます。

下記 URL 又は二次元コードから参加登録をお願いします

URL https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou18/2026_gaisemi

【申込期間】 令和8年5月25日（月）10:00 申込受付開始

令和8年6月8日（月）17:00 申込受付締切



※申込の状況によっては、締切日時前に終了する場合があります

◆主催：福井労働局、労働基準監督署、公共職業安定所

◆共催：福井県

■お問い合わせは、最寄りのハローワークへ（※裏面をご覧ください）■

■■ 福井県内のハローワーク一覧 ■■

	所在地	管轄区域 (※事業所の所在地により区分)
	電話番号	
ハローワーク福井	福井市開発1-121-1	福井市、永平寺町、 坂井市のうち春江町
	0776-52-8150	
ハローワーク武生	越前市府中1-11-2 平和堂アル・プラザ 武生4階	越前市、鯖江市、池田町、 南越前町、越前町
	0778-22-4078	
ハローワーク大野	大野市城町8-5	大野市、勝山市
	0779-66-2408	
ハローワーク三国	坂井市三国町覚善69-1	あわら市、坂井市のうち三国 町・坂井町・丸岡町
	0776-81-3262	
ハローワーク敦賀	敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎1階	敦賀市、美浜町、 若狭町のうち旧三方町
	0770-22-4220	
ハローワーク小浜	小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎1階	小浜市、おおい町、高浜町、 若狭町のうち旧上中町
	0770-52-1260	

ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人雇用啓発月間」



外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



詳しくは、ハローワーク(公共職業安定所)、都道府県労働局にお問い合わせください。

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

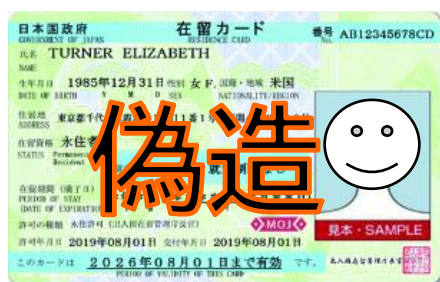
在留カード等 読取アプリケーションを積極的にご活用ください！

無料

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード等の提示を求め、届け出る事項を確認することが法令で義務づけられています。
確認に当たって、**在留カード等読取アプリケーションを積極的にご活用いただき、外国人雇用状況の適正な届出にご協力ください。**

在留カード等読取アプリケーションとは？

- 在留カード等のICチップ内に保存されている情報を読み取ることができます。
- 読み取った情報と券面に記載された情報を見比べることで、在留カードが偽変造されていないかを確認することができます。



簡単

使用方法

STEP 1

在留カード等の**名義人本人の同意**を得る



STEP 2

在留カード等番号を入力又はカメラで読み取る



STEP 3

在留カード等を読み取る



STEP 4

読み取った画像とカード券面の記載内容を見比べて、相違ないか確認



注：ICチップが読み取れない場合は、画像確認はできません。住居地を管轄する入管局で再交付申請をお願いします。

在留カード等読取アプリケーション サポートページ

操作マニュアル、利用環境等はサポートページをご確認ください。
アプリの操作方法等については、メール(rsd-support@rsd-support.jp)にてお問合せください。



アプリケーションの入手はこちらから

パソコン端末
Windows/
Mac版



iPhone版



Android版

